

延岡市子ども医療費助成制度

令和5年4月1日から

延岡市子ども医療費助成制度が変わります

保護者の皆さまの医療費負担を少しでも軽くするため、子ども医療費助成制度を以下のとおり見直します。

令和5年3月31日(金)まで

自己負担限度額(1診療報酬明細書ごと)

※調剤については、自己負担はありません。

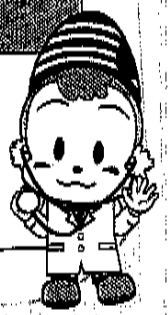
	外 来	入 院
未就学児	350円	350円
小・中学生	350円 <small>※時間内診療に限る(歯科外来を除く)</small>	1,000円

令和5年4月1日(土)から

自己負担限度額(1診療報酬明細書ごと)

※調剤については、自己負担はありません。

	外 来	入 院
未就学児	200円	無 料
小・中学生	200円 <small>※時間内診療に限る(歯科外来を除く)</small>	



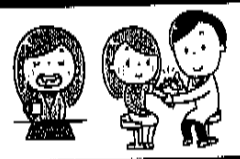
病院の適正受診をお願いします!

※コンビニ受診とは?

みんなが「コンビニ受診」*や診療終了間際の駆け込み受診をやめて、日頃から健康管理と早めの受診を心がけることが大切です。



休日や時間外に救急外来を受診される緊急性のない軽症患者が受診する事をいいます。



〈注意事項〉

- 延岡市に住所を有し医療保険に加入している子どもが対象になります。
- 重度心身障害者医療または学校管理下でのケガ等、他の医療費助成が受けられる場合は、この制度の対象外となります。
- 小・中学生が休日・夜間に救急医療機関(休日当番医を含む)による医療や各医療機関の診療時間外に医療を受けた場合は、これまでどおりの自己負担額となります。